

第5章 重点施策

重点施策 ① 権利擁護の推進

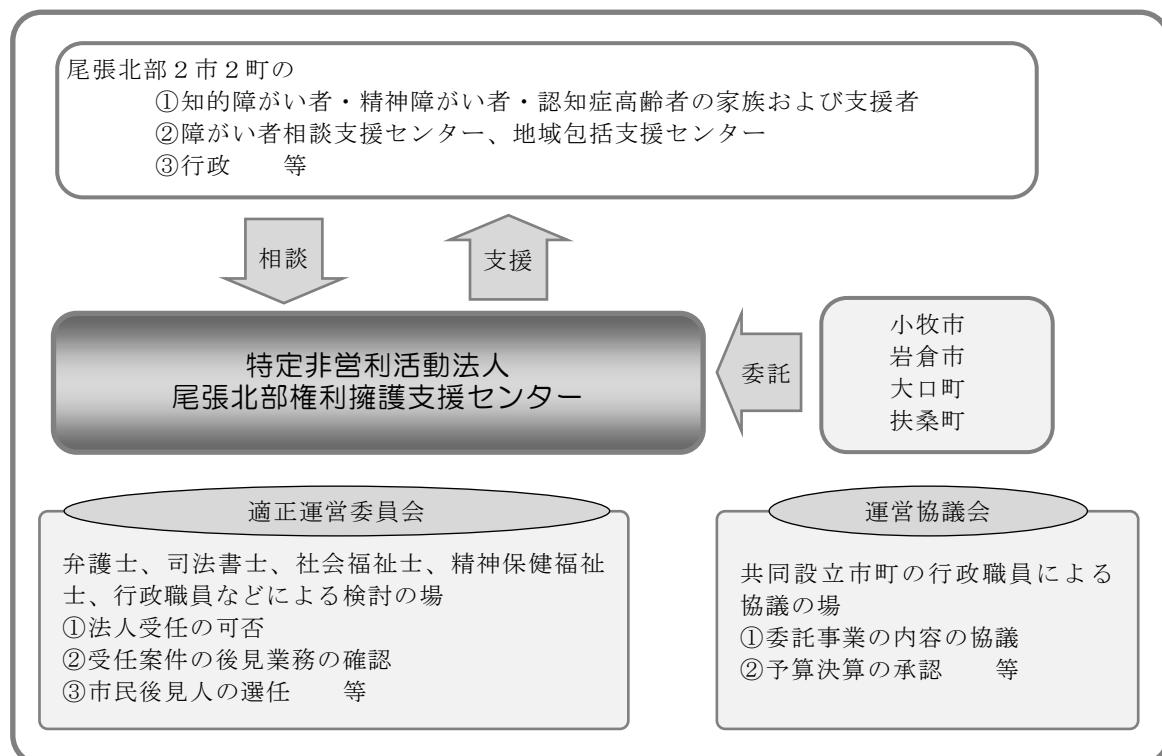
本市における権利擁護の取り組みとしては、成年後見制度利用支援事業による成年後見制度の申立経費等の一部助成、介護保険制度における地域包括支援センターによる権利擁護支援事業、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業などがあります。

「施設・病院から地域へ」という流れの中、障がいのある人が「親亡き後」も地域で安心して暮らし続けるためには、権利擁護支援の充実が不可欠です。障がいのある人の財産管理や経済的トラブルへの対応などの法的支援に加え、日常生活における支援など幅広い支援が求められています。

また、今後、高齢化・長寿化が一層進み、認知症高齢者が増加することから、高齢者施策においても権利擁護は重要課題の1つとなっています。

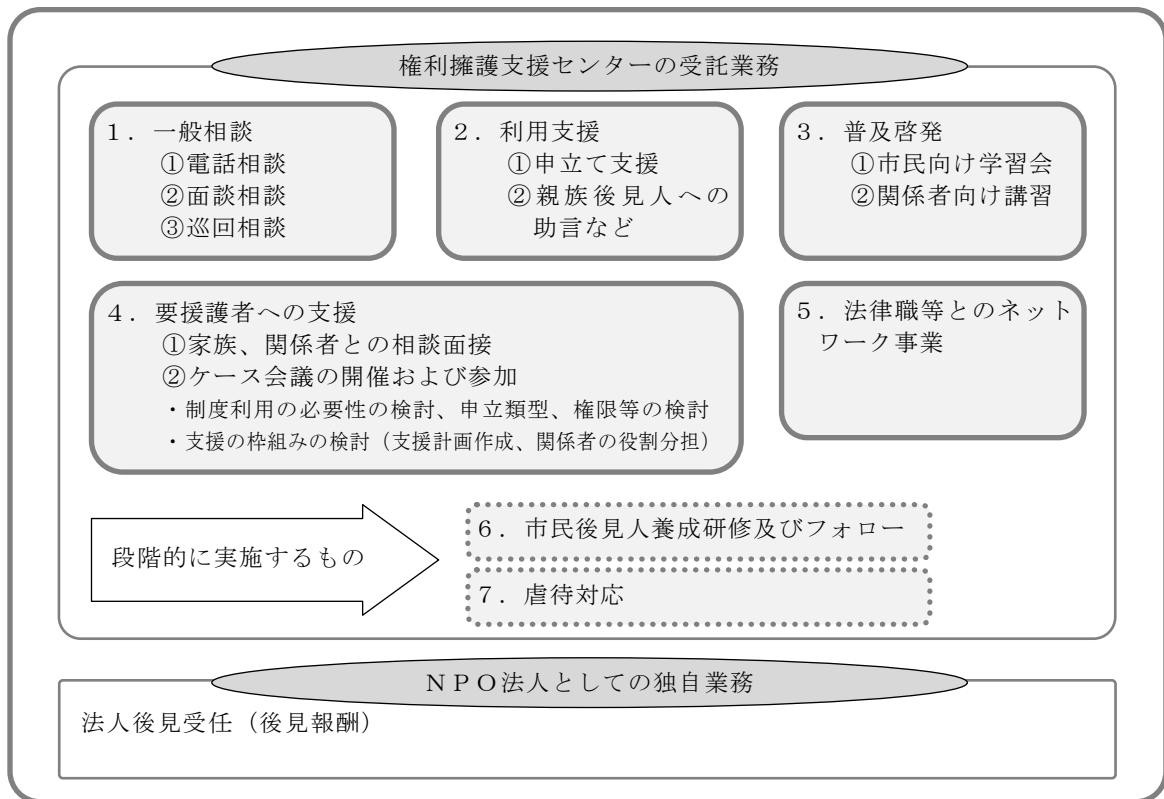
○障がいのある人、認知症高齢者等の支援を必要とする人の権利擁護を図るため、近隣市町と共同して権利擁護支援センターを設置し運営します。

図表5－1 権利擁護支援センターの運営組織体制



- 権利擁護支援センターは、N P O 法人への委託を予定しており、事業を適正かつ円滑に推進することを目的に、適正運営委員会および運営協議会を設置します。
- 権利擁護支援センターは、主に権利擁護に関する相談支援、利用支援、普及啓発等を行います。また、市民後見人の養成なども、体制を整備しながら段階的に実施していくこととします。
- 委託するN P O 法人において、独自業務として法人後見を行います。

図表 5－2 権利擁護支援センターの事業



- 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の中核機関として位置付けます。
- 日常生活自立支援事業については、社会福祉協議会と協力して、制度の周知を図るとともに、潜在的ニーズを掘り起こし、利用に結びつけていきます。

重点施策② 地域生活支援拠点の充実

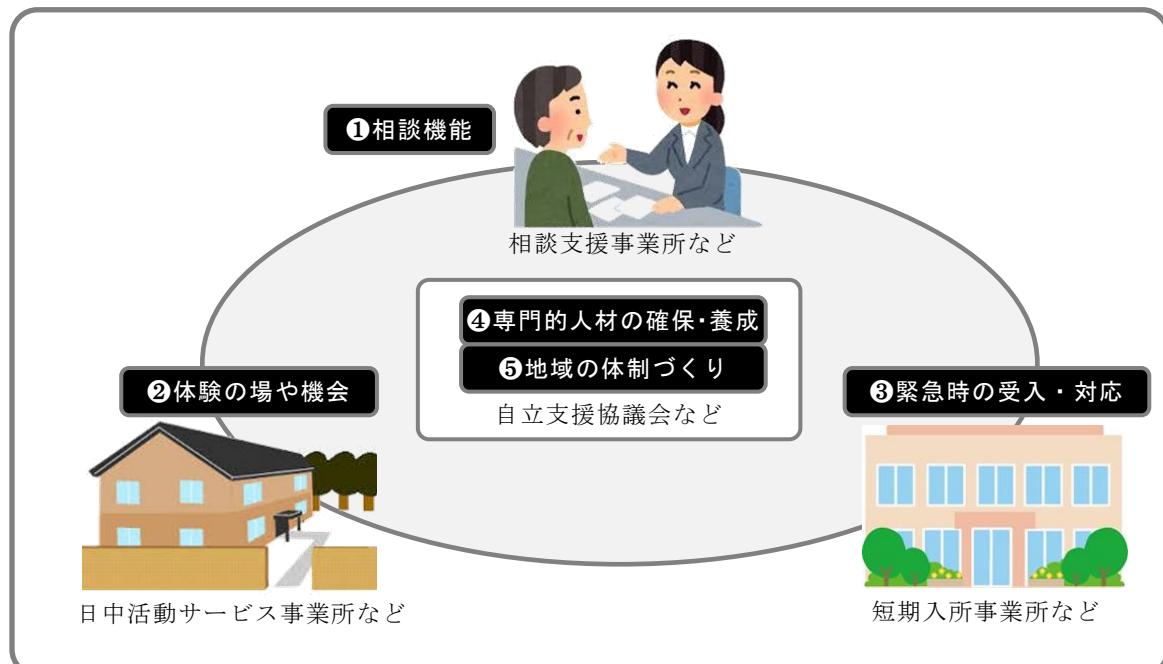
障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備が求められています。

求められる機能としては、障がいのある人の地域生活支援をさらに推進する観点から、①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり、の5つがあげられています。

○本市においては、面的整備（機能を分担して面的な支援を行う体制の整備）を推進します。

○緊急時の受け入れについては、市内の入所施設と連携しながら、受け入れ態勢の構築を図ります。

図表5－3 地域生活支援拠点のイメージ図



図表 5－4 地域生活支援拠点の機能別状況

機能	整備状況	現状（主なもの）
①相談機能	済	市内 5 事業所へ相談支援事業を委託し、相談体制を整えています。
②体験の場や機会	済	グループホームを活用することにより、体験の機会・場を提供しています。
③緊急時の受入・対応	未	
④専門的人材の確保・養成	済	自立支援協議会において、各種研修を実施することにより、相談員および支援員等のスキルアップを図っています。
⑤地域の体制づくり	済	自立支援協議会および各連絡会において、地域の課題の抽出と体制づくりについて検討しています。

市内の入所施設と連携を図ることにより、緊急時の受入態勢を整えます。
(施設と市において、緊急時受入態勢の委託契約もしくは協定書の締結を想定しています)。

- 市内には、5つの相談支援事業所があり相談業務を行っていますが、相談内容の多様化及び深刻化に対応していくためにも、引き続き相談支援体制の充実を図ります。
- グループホームの事業所運営の安定化を図る観点から、小牧市障害者共同生活援助事業費補助金など、継続して助成を行います。
- 市内の入所施設と連携を図ることにより、緊急時の受入態勢を整えます。
- 自立支援協議会において、各種研修会を実施することで、専門的人材の確保・育成に努めます。
- 自立支援協議会において、地域の課題を抽出し、課題解決に向けた検討を進めます。

重点施策③

相談支援の充実

複雑、多様化している相談に対応していくためには、地域の障がい者の支援体制で課題となっていることについて情報共有、連携の緊密化を図り、地域の支援体制の充実を図ることが必要です。

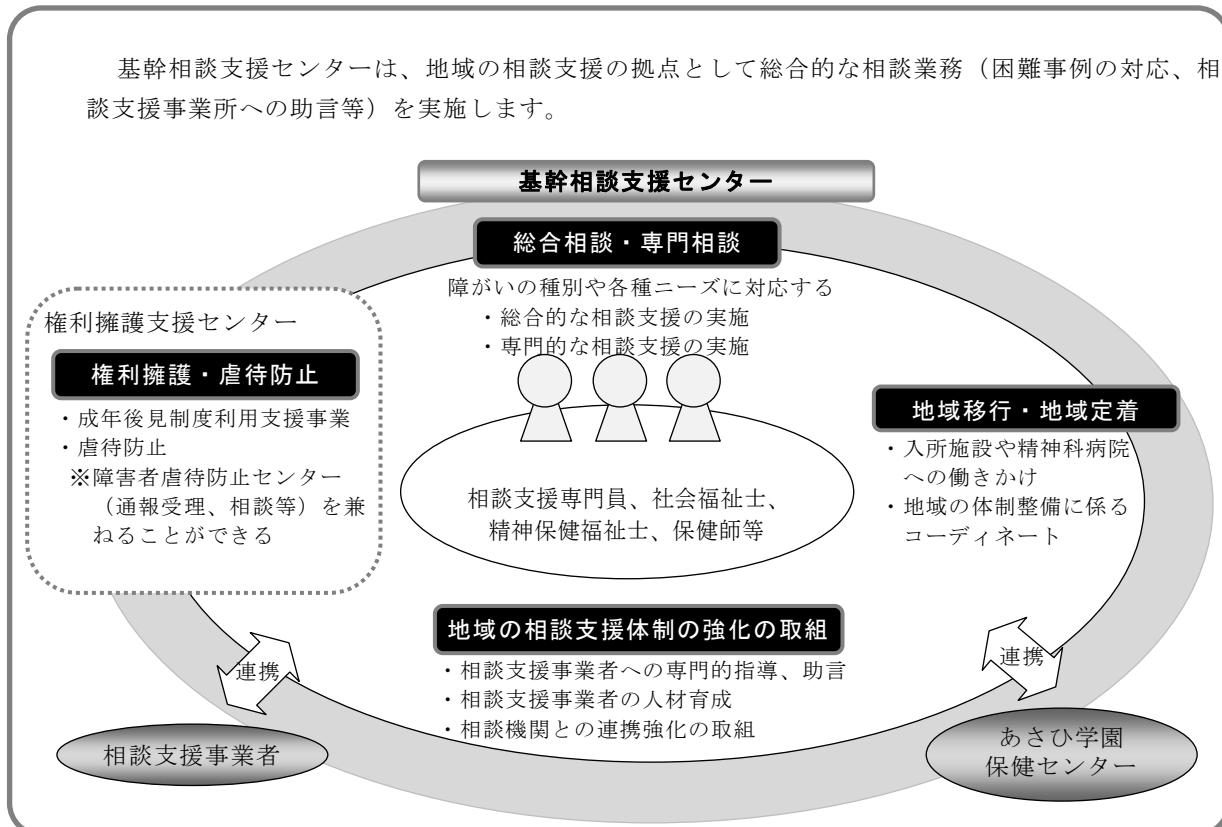
また、相談員の質の向上を図るため、相談支援事業者の人材育成が求められています。

○相談が増加し、相談内容も複雑・多様化して困難事例が多くなってきていることから、これらに対応できるよう、基幹相談支援センターの設置を含めて、市内の相談支援体制の充実を図ります。

○障害者相談支援専門員等の質の向上を目指した研修の開催等により、相談支援事業者的人材育成を促進します。

図表5－5 基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（困難事例の対応、相談支援事業所への助言等）を実施します。



○市社会福祉協議会のふれあい総合相談センターを中心として市内5か所の事業所において一般相談支援を行います。

○65歳以上の高齢者に関する相談については地域包括支援センターと連携を図ります。